

町営住宅入居申込書							受付者 ※	
(あて先) 糸田町長 殿 年月日 次のとおり町営住宅の入居の申込みをします。 この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。								
申 込 者	フリガナ	生年月日			年齢	性別		
	① 氏名				歳	男・女		
	② 住所	〒			電話番号			
	勤務先	名称	所在地		勤務先			
③ 申 込 住 宅	募集区分	申込区分	抽 選 区 分		申込回数	抽 選 番 号		
	新築 空き家	宮床団地 棟 号	一 般 特 目	借 上 改 良	回	※		
④ 入 居 す る 親 族	続柄	フリガナ 氏 名	生年月日	年齢	職 業	年間所得額(円)		
	本人							
入居しない 扶養親族	有 無	氏名 住所	続柄	年齢	(A) 所得合計			
⑤ 勤務先					⑦ 婚 約 証 明 書			
					婚約者	住所	電話()	
⑥ 現 在 の 住 宅 状 況 等	() 室	1 借 家	1 住宅でない建物に居住		婚姻予定日 年 月 日 申込者と上記の者は婚約中であり、 婚姻の予定であることを証明します。 年 月 日			
	() 畳	2 間 借 り	2 環境が悪い					
	() 人	3 アパート	3 立退要求を受けている					
	自家用車等	4 同 居	4 狭くて不便					
有 無		5 寮	5 家族と別居中		媒 酌 人	住所		
		6 下 宿	6 通勤に不便			氏 名		
		7 公営住宅	7 家賃が高い					
	()	8 婚約中で住宅がない	8 婚約中で住宅がない					
	()	9 その他	9 その他					

(注意) ※の欄は記入しないでください。裏面に続きます。

(裏)

収入基準(収入月額)の計算について

町営住宅の申込資格になっている収入基準は、「月間所得額」によって判定します。法律等の定めに基づいて算出するため、一般的な「額面収入」や「手取り収入」とは異なります。月間所得額は下の計算式にしたがって算出します。

$$\left(\begin{array}{c} \text{世帯全体の年間所得額} \\ \boxed{} \end{array} - \begin{array}{c} \text{控除金額合計} \\ \boxed{} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{c} \text{収入月額} \\ \boxed{} \end{array}$$

表(オモテ)の(A)欄 下の表から算出 下の収入区分表にあてはめる

< 控除額の計算 >

基本的控除	控除の種類	内 容	控 除 額
基本的控除	1.配偶者及び扶養親族	配偶者及び所得税の控除を受けている親族(2を除く)	38万円×()人 (家族数-1人)
	2.同居親族	申込者を除く同居親族で1に該当しない方 (婚約者・内縁関係を含む)	
その他の控除	3.給与所得又は公的年金等の雑所得がある方	給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある方	10万円×()人 10万円未満のときは当該所得
	4.同一生計配偶者が70歳以上の方	同一生計配偶者及び扶養親族のうち70歳以上で所得金額が48万円以下の方	10万円×()人
	5.老人扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満で所得金額が48万円以下の方	25万円×()人
	7.寡 婦	次に掲げる方でひとり親に該当しない方 ●夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、次に掲げる要件を満たす方 ①扶養親族を有する方 ②合計所得金額が500万円以下の方 ③婚姻関係と同様の事情にある方がいない方	27万円×()人 3.で控除後27万円未満のときは当該所得
		●夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死の明らかでない方で、上記②③に掲げる要件を満たす方	
	8.ひとり親	●現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次に掲げる要件を満たす方 ①生計を一にする子がいる方 ②合計所得金額が500万円以下の方 ③婚姻関係と同様の事情にある方がいない方	35万円×()人 3.で控除後35万円未満のときは当該所得
	9.障がいのある方	申込者、配偶者、扶養親族及び同居親族の中で障がいのある方	27万円×()人
	10.特別障がいのある方	・身体障がい 1・2級 ・精神障がい 1級 ・知的障がい A・A1・A2	40万円×()人

控除額合計

< 収入基準(収入区分表) >

収入区分	収入月額	
1分位	0~104,000	一般階層世帯
2分位	104,001~123,000	
3分位	123,001~139,000	
4分位	139,001~158,000	
5分位	158,001~186,000	裁量階層世帯
6分位	186,001~214,000	
7分位	214,001~259,000	失格
8分位	259,001~	

収入月額が158,000円を超える場合は失格となります。

ただし、裁量階層世帯については214,000円以下であれば入居申込が可能です。